

第 2 回定例会会議録

令和 8 年 6 月 8 日（月）

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（内堀喜代志君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

――― 日程第 1 報告第 5 号 専決処分事項の報告について

（町有地における車両損傷事故に係る損害賠償について）―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 1 報告第 5 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これで専決処分事項の報告についてを終わります。

――― 日程第 2 議案第 35 号 専決処分事項の報告について

（御代田町町税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 2 議案第 35 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第３５号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第３５号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することと決しました。

――日程第３ 議案第３６号 専決処分事項の報告について

（御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）――

○議長（内堀喜代志君） 日程第３ 議案第３６号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） 議席番号１２番、市村千恵子です。３点ほどお聞きいたします。

まず、１点目ですけれども、子ども・子育て支援金の保険料率は自治体で決められるとのことでありましても、今回提案されている内容の１００分の０．２８税率ですが、これは近隣市町村と同じものなのか、同等なのか。

次の質問ですけど、国保会計は令和９年度から県に統一される予定だが、毎年この料率は見直されていくのか。

また、３点目ですけれども、子ども・子育て支援金納付金課税額は、国保加入者の負担割合は平均でどのくらい、年額幾らになるのか、また、総額は幾らなのかについてお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

○保健福祉課長（内堀浩行君） まず、一つ目のご質問ですが、子ども・子育て支援納付金については、今年度から追加となる項目で、当町では、県から提示された納付金額から算定し、示された標準保険料率０．２８％で決定しています。

近隣の市町村は、小諸市が０．３％、軽井沢町は０．３１％と県が示す標準保険料率で決定していますが、佐久市と立科町は０．２％と県が示す率よりも低い設定となっております。

二つ目のご質問ですが、保険料水準統一に向けた県のスケジュールについてです

が、令和２年度に県が策定した国民健康保険運営の中期的改革方針に基づき、これまで段階的に取り組みを進めています。

その方針では、令和９年度までに納付金の算定基準となる医療費指数を圏域単位で統一することとしており、その後、令和１２年度までに医療費指数を県単位で統一、その後、令和１５年から１８年度までの間に保険料完全統一を目指しており、県から示される標準保険料率については、毎年見直しをされる予定でございます。

３点目のご質問ですけど、子ども・子育て支援納付金の総額は、令和８年度見込額は９１９万円となっております。

１人当たりの金額については、３月末保険者数、被保険者数３，４６６人で計算しますと、年額２，６５１円となります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第３６号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第３６号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第４ 議案第３７号 専決処分事項の報告について

（令和７年度御代田町一般会計補正予算（第１０号））―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第４ 議案第３７号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。1 点ほどお聞きいたします。

ページ 9 2 ページであります。

款 9 消防費、項 1 消防費、説明欄のほうの 1 2 0 6 0、消防団動画作成委託料 1 5 6 万 3, 0 0 0 円の減額とのことでありますけれども、当初予算額 4 5 3 万 7, 0 0 0 円からすると大きな減額となっているわけですが、その減額の理由についてお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 中條消防課長。

○消防課長（中條斉滝君） お答えいたします。

減額の理由でございますが、この消防団動画作成事業につきましては、総務省消防庁が実施しております消防団の力向上モデル事業の補助金を活用したもので、5 0 0 万円を上限として事業に係る費用を全額消防庁が負担する事業でございました。

当初、こちらの補助金を可能な限り活用し、消防団の P R を作成するため、限度額に近い 4 5 3 万 7, 0 0 0 円を当初予算に計上させていただき、動画 1 0 0 本を作成する予定としておりました。

しかしながら、総務省消防庁のほうに事業内容を提案するための実質的な計画を作成する中で、当初計画していた動画作成 1 0 0 本という内容は、消防団員自らが出演し P R 活動を行う事業としていた中で、撮影に協力して出演していただく消防団員の負担がかなり大きなものとなることが予想されましたので、作成する動画の本数を減らし、6 5 本程度とし、動画の作成本数を減らしたことに伴い事業費が減額となったものでございます。

計画を進めていく初期の段階で、しっかりと精査していなかったことが原因となります。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第３７号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第３７号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第５ 議案第３８号 専決処分事項の報告について

（令和７年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第５号））―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第５ 議案第３８号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） それでは、１０４ページになります。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１の一般被保険者療養給付費９，６００万円の減額の主な理由について、また、項２高額療養費２，０００万円の減額の理由について、続きまして、１０５ページになります。目１出産育児一時金３７０万円の減額の理由は。対象者が少なかったとは思いますが、ここ数年の実績の推移についてもお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

○保健福祉課長（内堀浩行君） まず、一つ目のご質問でございますが、一般被保険者療養給付費の減額理由につきましては、被保険者数の減少や暫定値であります。前年度と比較して入院や診療費、それと調剤費などの件数が合計で２，０００件減少したことと、高額療養費につきましては、前年度と比較して約１５０件減少していることが要因と考えられます。

二つ目のご質問ですが、令和５年度の実績で、件数が１２件、支給額が６１２万４，８５４円、令和６年度が１５件の６４４万２，５２８円、令和７年度が８件の

379万2,070円でありました。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） すみません、もう一つお聞きしたいと思います。

補正後のかなり大きな減額になっているわけですが、補正後の国保会計の基金残高についてお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀保健福祉課長。

○保健福祉課長（内堀浩行君） 令和7年度末、基金残高につきましては、4億4,145万円となっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第38号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第39号 専決処分事項の報告について（令和7年度

御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第6 議案第39号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第３９号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第３９号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第７ 議案第４０号 専決処分事項の報告について（令和７年度

御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号））――

○議長（内堀喜代志君） 日程第７ 議案第４０号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） 議席番号１２番、市村千恵子です。１点お聞きいたします。

ページ１２２ページ、歳入の款３諸収入、項１貸付金元利収入２２２万円、また、歳出で同額を一般会計への繰入金とあるわけです。令和７年度一般会計補正予算の歳入でも、住宅新築資金等貸付基金貸付事業特別会計繰入金２２２万円の一括返済があったことによる一般会計への繰入れとの説明もございました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の説明では、１名の方が宅地取得に関わるもので、一括返済されたということでありますけれども、どのような対応をされていたのかというのがまず１点。

また、残る滞納者数と滞納額、そして、これまでに一般会計からの繰入れというものを行ってきていたわけですが、その総額はどのくらいになるのか。また、解決のために今後どんな取り組みをされていくのかについてお伺いします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

令和７年度の一括返済につきましては、債務者の相続人との折衝により返済いた

だいております。この土地には御代田町の抵当権が設定されており、相続人に対して、抵当権が設定された経過、また事業内容について説明したところ、抵当権を解除したい旨の相談がありました。そのためには、未償還額の返済が必要であることを伝えたところ、一括の返済の申出がありました。

滞納件数及び滞納額でございますが、全体では滞納件数 30 件、滞納額 1 億 5,089 万 3,846 円です。その内訳として、住宅新築資金 14 件、9,397 万 7,472 円、宅地取得資金 13 件、5,205 万 7,117 円、住宅改修資金 3 件、485 万 9,257 円です。

一般会計からの繰入額は、令和元年度に国への起債償還が終了し、昭和 47 年からの繰入額の総額は、2 億 4,420 万 53 円です。

現在の償還の状況は、4 名の方から一定額を分割納付していただいております。納付の再開をした方や一括納付されている方もいる状況にあり、滞納者への折衝、また、相続人が判明した場合には納付をお願いするとともに、相続放棄等により相続人が不明の場合には、関係法令に基づき適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12 番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 40 号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。よって、議案第 40 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 8 議案第 41 号 御代田町農業委員会の委員の選任について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第８ 議案第４１号 御代田町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

この件は、先に地方自治法第１１７条の規定に該当するものについて審議を行い、その後、地方自治法第１１７条の規定に該当しないもの１３名について審議を行うこととします。

それでは、除斥に該当すると認められます赤田憲子議員の退場を求めます。

（５番 赤田憲子君 退場）

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、地方自治法第１１７条の規定に該当するものについて採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、地方自治法第１１７条の規定に該当するものについては同意することに決しました。

赤田憲子議員の除斥解除をします。

（５番 赤田憲子君 入場）

次に、地方自治法第１１７条の規定に該当しないもの１３名について審議をします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、地方自治法第１１７条の規定に該当しないもの１３名について採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、地方自治法第 117 条の規定に該当しないもの
13 名について同意することに決しました。

―――日程第 9 議案第 42 号 倒木によるしなの鉄道列車運転阻害事故

に係る損害賠償について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 9 議案第 42 号 倒木によるしなの鉄道列車運転阻害
事故に係る損害賠償についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第 10 議案第 43 号 御代田町手数料徴収条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 10 議案第 43 号 御代田町手数料徴収条例の一部を
改正する条例案についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第 11 議案第 44 号 御代田町公共ライドシェア実証運行に

関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 11 議案第 44 号 御代田町公共ライドシェア実証運
行に関する条例を廃止する条例案についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第 12 議案第 45 号 御代田町公共ライドシェア運行に

関する条例の制定案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１２ 議案第４５号 御代田町公共ライドシェア運行に関する条例の制定案についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第１３ 議案第４６号 御代田町いじめ問題第三者委員会設置条例の制定案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１３ 議案第４６号 御代田町いじめ問題第三者委員会設置条例の制定案についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第１４ 議案第４７号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１４ 議案第４７号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第１５ 議案第４８号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１５ 議案第４８号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

――日程第１６ 議案第４９号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に

関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１６ 議案第４９号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

――日程第１７ 議案第５０号 令和８年度御代田町一般会計補正予算案

（第１号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１７ 議案第５０号 令和８年度御代田町一般会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

森泉謙夫議員。

○３番（森泉謙夫君） 議席番号３番の森泉謙夫です。

議長、議案書の１６５ページになりますが、詳細な内容については、委員会審査の場でより専門的に審議されることになりますので、ここではあくまでも大所高所からの質疑に限定させていただきます。

固定資産税の増額補正についてお尋ねいたします。

固定資産税は、町財政を支える重要な自主財源でありますから、今回の増額補正は大変喜ばしいことであると受け止めております。

今回の増額補正について、その主な要因をどのように分析しておられるか、また、町では将来的な人口減少も見据える中で、今後の推移も含め、この税収増をどのように評価しているのかをお尋ねいたします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀税務課長。

○税務課長（内堀昌明君） 今回の固定資産税、７，２６８万円ほど増額しております。

主な要因の一つとして、新幹線に係る償却資産について、新幹線整備に適用されていた課税標準額の減額の特例の期間が終了したことに伴いまして、本来課税されるべき額となったことによります。これが５，２００万円ほどになります。

新幹線のような複数の市町村にまたがる大規模な償却資産は、総務大臣が各市町

村に税額を配分することとなっており、本年３月末日に配分額が決定しましたので、今回の補正となりました。

また、近年、固定資産税増加傾向が続いておりますが、直近１０年間の予算の規模でいくと約２億５，０００万円ほど、２２％ほど増加しております。

増加が続いている主な要因としましては、新築家屋の増加、１０年前ほどであれば１２０件ぐらいが新築でありましたが、昨年でいうと１９０棟増加しております。また、法人を中心とした償却資産の増加もありますので、微増しているというのが現状となります。

いつまで微増していくかという難しい部分がありますけれども、右肩上がりということになっております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 森泉謙夫議員。

○３番（森泉謙夫君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○６番（中山温夫君） 議席番号６番、中山温夫です。２点お願いします。

まず、先に１点目、ページ１８２ページ、款６農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費、１８０５０、農業振興事業補助金１，２５７万８，０００円の件なんですが、この事業についての事業内容及び補助対象となる農業者の要件について。また、この事業の周知方法と、今年度は何人の申請及び採択を想定して引き出された予算額かをお願いします。

２点目、ページ１８６ページ、款８土木費、項５住宅費、目１住宅管理費、１２０６０、景観計画策定支援業務委託についてです。

この科目の委託費については、当初予算においても４００万円の予算が計上されておりますが、今回の補正予算との関係性と補正予算の事業内容についてお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

○産業経済課長（内堀淳志君） それでは、まず、１８２ページのほうからお答えいたします。

ご質問の農業振興事業補助金ですが、認定新規就農者や規模拡大を進める認定農業者等を支援する目的で、国の令和７年度補正予算で新たに事業化された３事業に

採択され、増額補正をお願いするものでございます。特定財源欄の上3つの県補助金がそれに当たります。県経由のため、県補助金として町には入ってきているところでございます。

まず、一番上の地域農業構造転換支援事業補助金です。

事業内容は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な機械等の導入を支援するもので、補助率は10分の3以内、補助上限額は個人の場合1,500万円です。農業者の要件は、地域計画に位置づけられた認定農業者です。

次に、新規就農者チャレンジ事業補助金です。

事業内容は、認定新規就農者が早期に経営発展するために必要な農業用機械・施設の導入等を支援するもので、補助率は10分の3以内、補助上限額は個人の場合1,500万円です。農業者の要件は、独立・自営就農時の年齢が65歳未満の認定新規就農者です。この補助金は、認定新規就農者に特化したものでございます。

最後に、世代交代円滑化タイプ補助金です。

事業内容は、将来の担い手の円滑な確保を図るため、新規就農を含む円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを後押しするもので、経営移譲に必要な経費や機械等の導入を支援するものです。補助率は国2分の1以内、県4分の1以内、補助上限額は国600万円、県300万円です。農業者の要件は、独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者です。

周知方法につきましては、補助対象要件で、新規就農者が主な対象となっていることから、町で把握している対象者に個別に連絡し、要望の聞き取りを行いました。

申請・採択についてですが、要望のありました3名について申請を行い、3名とも採択となったものでございます。

予算規模等は、地域農業構造転換支援事業補助金が事業費が518万円で、補助額141万2,000円、新規就農チャレンジ事業補助金が事業費が722万円で、補助額が216万6,000円、世代交代円滑化タイプ補助金が事業費1,244万1,000円で、補助額900万円です。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 景観計画策定支援業務委託についてお答えいたします。

町では、現在、景観計画の策定を進めており、令和9年4月の景観行政団体への

移行に向けて景観計画の作成を進めております。令和6年度、7年度の2か年で景観計画の素案を作成し、本年度は御代田町景観条例及び施行規則の制定、また、長野県景観計画の変更に伴う長野県との協議、景観計画策定委員会や都市計画審議会の開催、パブリックコメントの実施などを予定しており、それらの運営協議等の支援業務として、当初予算に計上させていただいております。

景観計画策定委員会を重ねる中で、景観形成基準を補完する御代田町らしい景観づくりの考え方や、その方向性を分かりやすく示すガイドラインが必要との意見をいただいたため、ガイドライン作成に係る補正予算を計上しております。

ガイドラインでは、地域ごとの景観特性や景観形成方針、景観づくりの方向性を整理するとともに、景観形成基準の内容を図解等により示し、町民、事業者に分かりやすく伝えるためのガイドラインの作成を予定しております。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 中山温夫議員。

○6番（中山温夫君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。1点お聞きいたします。

ページ183ページ、款6農林水産業費、項1農地費、目2団体営土地改良事業費ということで、説明欄で12060でありますけど、水路改修設計委託料117万6,000円と、14020、水路改修工事50万円の増額補正になるわけですが、162ページの地方債の限度額変更で、緊急自然災害防止対策事業債で1億1,070万円を1億1,230万円の160万円を増額変更するとの説明もあったわけですが、そのときの説明で、広戸、面替、豊昇の用水路の整備ということでありましたが、その内容について、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

○産業経済課長（内堀淳志君） それではお答えします。

当該事業は、緊急自然災害防止対策事業債を活用し実施する農業用水路3か所の改修に係る測量設計費と工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。

広戸、面替、豊昇ということで、議員のおっしゃられるとおりでございます。3か所の水路改修工事を実施する予定でございます。

広戸におきましては、広戸区の広戸神社の北側から広戸区の集落内を通っている水路の改修で、現在、土側溝となっているため、豪雨の際、隣接農地ののり面を浸食し、崩落のおそれがあることから、ベンチフリュームという水路構造物を約 60 m にわたって敷設していく工事になります。

面替におきましては、昨年度に引き続き、湯川左岸を通る橋場用水約 215 m の改修工事になります。水路の破損箇所や隣接石積みの崩落などを防ぎながら、豪雨災害を防止するための水路改修工事になります。

豊昇地区につきましては、豊昇トンネル西側の水田地帯の一部、上反田地区を通る水路の改修工事になります。当該水路も、水路の破損などにより、豪雨の際、隣接農地へ越水するおそれがあることから、災害防止のため、約 82 m の改修工事を実施します。

当該 3 か所は、農閑期に工事着手できるよう事前に測量設計等を実施し、秋までに発注していく予定でございます。

なお、予算の増額分につきましては、現場踏査の結果、測量設計費が新たに必要となり、3 か所合計で 117 万 6,000 円の増額、広戸地区におきましては、地元要望の追加工事、用水の横断部分の横断箇所の改修が発生しましたので、その部分の工事費 50 万円の増額をお願いするものでございます。

また、支出科目で 167 万 6,000 円増額となったことに伴い、歳入科目の緊急自然災害防止対策事業債につきましては、160 万円の増額をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12 番（市村千恵子君） そうしますと、農閑期のときに設計をしてということなんですけど、一応、今年度中で 3 か所の水路の改修というのは終わる予定ではいるんでしょうか。

○議長（内堀喜代志君） 内堀産業経済課長。

○産業経済課長（内堀淳志君） 議員おっしゃるとおりで、年度内に終了の予定でございます。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○12 番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第１８ 議案第５１号 令和８年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第１号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１８ 議案第５１号 令和８年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第１９ 議案第５２号 令和８年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第１号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１９ 議案第５２号 令和８年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第２０ 議案第５３号 令和８年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第１号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２０ 議案第５３号 令和８年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――日程第２１ 議案第５４号 令和８年度御代田町下水道事業会計

補正予算案（第１号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２１ 議案第５４号 令和８年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） １２番、市村千恵子です。１点お聞きいたします。

ページ２１６ページです。資本的収入及び支出の補正で、収入の企業債で１,２１０万円の増額ですが、説明のときに住宅新築に伴う下水道工事との説明がありましたけれども、場所はどのくらいになるのか、内容についてお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

下水道工事の場所につきましては、地籍でいいますと大字草越字向原になります。向原公民館の交差点を北側へ１００ｍほど行ったところから１３５ｍ先までの間になります。下水道事業計画区域内で、このたび住宅新築に伴い下水道の工事を実施いたします。今後の建築を見込みまして、公共ますを５か所設置する予定で進めてまいります。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀喜代志君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第４２号から議案第５４号までは、会議規則第３９条の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第２２ 報告第６号 令和７年度御代田町土地開発公社事業報告、
財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２２ 報告第６号 令和７年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで、令和７年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを終わります。

―――日程第２３ 報告第７号 令和８年度御代田町土地開発公社変更

事業計画及び第１回補正予算の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２３ 報告第７号 令和８年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第１回補正予算の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで、令和８年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第１回補正予算の報告についてを終わります。

―――日程第２４ 報告第８号 令和７年度御代田町繰越明許費繰越

計算書の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２４ 報告第８号 令和７年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで、令和７年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

―――日程第２５ 報告第９号 放棄した債権の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２５ 報告第９号 放棄した債権の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これで、放棄した債権の報告についてを終わります。

――日程第２６ 陳情第２号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための

教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２６ 陳情第２号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情については、お手元に配布してあります陳情付託表のとおり、会議規則第９５条及び第９２条の規定により所管の常任委員会に付託しますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前１０時４５分